

各県立学校長 殿

教 育 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項、第2項及び
第24条第9項に基づくまん延防止等重点措置による要請について（通知）

このことについて、本県では新型コロナウイルス感染拡大に伴い8月20日よりまん延防止等重点措置が適用されたところではありますが、8月23日(24時現在)現在の病症使用率は84.3%となるなど、その後も感染拡大傾向は衰えを見せず保健所が行う積極的疫学調査やPCR検査の業務量が増大しているところがあります。

このことから、2学期開始に伴う学校現場における感染拡大や保健所業務への負荷を軽減するため、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき次のとおり要請がありました。

つきましては、新型コロナウイルス感染防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

要請内容

- 1 準備が整い次第、速やかに、クラスを分割した授業の実施やオンライン授業の活用などの感染防止対策に配慮した授業等を実施すること。
- 2 部活動・クラブ活動は必要最小限の活動に留めること。
 - ・教育内大会等(※)に参加する意向のある部活動にあつては、十分な感染防止対策を講じたうえで、1時間30分程度で校内のみの活動とすること
 - ・関東大会、全国大会等の上位の教育内大会等への出場については、生徒、保護者と十分に相談のうえ、参加の是非を検討すること
- 3 学校行事（運動会、体育祭、修学旅行や宿泊研修等）は可能な限り延期すること。これによりがたい場合は、感染防止対策を徹底の上、縮小などを検討すること。

※教育内大会…山梨県小中学校体育連盟、山梨県高等学校体育連盟、山梨県特別支援学校体育連盟及び山梨県高等学校野球連盟が主催する大会

教育庁総務課 大瀬
TEL 055-223-1750

総合教育センター所長 殿

教 育 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項、第2項及び
第24条第9項に基づくまん延防止等重点措置による要請について（通知）

このことについて、本県では新型コロナウイルス感染拡大に伴い8月20日よりまん延防止等重点措置が適用されたところではありますが、8月23日(24時現在)現在の病症使用率は84.3%となるなど、その後も感染拡大傾向は衰えを見せず保健所が行う積極的疫学調査やPCR検査の業務量が増大しているところがあります。

このことから、2学期開始に伴う学校現場における感染拡大や保健所業務への負荷を軽減するため、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき次のとおり要請がありました。

つきましては、新型コロナウイルス感染防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

要請内容

- 1 準備が整い次第、速やかに、クラスを分割した授業の実施やオンライン授業の活用などの感染防止対策に配慮した授業等を実施すること。
- 2 部活動・クラブ活動は必要最小限の活動に留めること。
 - ・教育内大会等(※)に参加する意向のある部活動にあつては、十分な感染防止対策を講じたうえで、1時間30分程度で校内のみの活動とすること
 - ・関東大会、全国大会等の上位の教育内大会等への出場については、生徒、保護者と十分に相談のうえ、参加の是非を検討すること
- 3 学校行事（運動会、体育祭、修学旅行や宿泊研修等）は可能な限り延期すること。これによりがたい場合は、感染防止対策を徹底の上、縮小などを検討すること。

※教育内大会…山梨県小中学校体育連盟、山梨県高等学校体育連盟、山梨県特別支援学校体育連盟及び山梨県高等学校野球連盟が主催する大会

教育庁総務課 大瀬
TEL 055-223-1750

各教育事務所長 殿

教 育 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項、第2項及び
第24条第9項に基づくまん延防止等重点措置による要請について（通知）

このことについて、本県では新型コロナウイルス感染拡大に伴い8月20日よりまん延防止等重点措置が適用されたところではありますが、8月23日(24時現在)現在の病症使用率は84.3%となるなど、その後も感染拡大傾向は衰えを見せず保健所が行う積極的疫学調査やPCR検査の業務量が増大しているところがあります。

このことから、2学期開始に伴う学校現場における感染拡大や保健所業務への負荷を軽減するため、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき次のとおり要請がありました。

つきましては、新型コロナウイルス感染防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

要請内容

- 1 準備が整い次第、速やかに、クラスを分割した授業の実施やオンライン授業の活用などの感染防止対策に配慮した授業等を実施すること。
- 2 部活動・クラブ活動は必要最小限の活動に留めること。
 - ・教育内大会等(※)に参加する意向のある部活動にあつては、十分な感染防止対策を講じたうえで、1時間30分程度で校内のみの活動とすること
 - ・関東大会、全国大会等の上位の教育内大会等への出場については、生徒、保護者と十分に相談のうえ、参加の是非を検討すること
- 3 学校行事（運動会、体育祭、修学旅行や宿泊研修等）は可能な限り延期すること。これによりがたい場合は、感染防止対策を徹底の上、縮小などを検討すること。

※教育内大会…山梨県小中学校体育連盟、山梨県高等学校体育連盟、山梨県特別支援学校体育連盟及び山梨県高等学校野球連盟が主催する大会

教育庁総務課 大瀬
TEL 055-223-1750

各市町村（組合）教育委員会教育長 殿

山梨県教育委員会教育長
(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 1 条の 6 第 1 項、第 2 項及び
第 2 4 条第 9 項に基づくまん延防止等重点措置による要請について（依頼）

このことについて、本県では新型コロナウイルス感染拡大に伴い 8 月 2 0 日よりまん延防止等重点措置が適用されたところではありますが、8 月 2 3 日(24 時現在)現在の病症使用率は 8 4. 3 %となるなど、その後も感染拡大傾向は衰えを見せず保健所が行う積極的疫学調査や P C R 検査の業務量が増大しているところがあります。

このことから、2 学期開始に伴う学校現場における感染拡大や保健所業務への負荷を軽減するため、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 2 4 条第 9 項に基づき次のとおり要請がありました。

つきましては、新型コロナウイルス感染防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

要請内容

- 1 準備が整い次第、速やかに、クラスを分割した授業の実施やオンライン授業の活用などの感染防止対策に配慮した授業等を実施すること。
- 2 部活動・クラブ活動は必要最小限の活動に留めること。
 - ・教育内大会等(※)に参加する意向のある部活動にあつては、十分な感染防止対策を講じたうえで、1 時間 3 0 分程度で校内のみの活動とすること
 - ・関東大会、全国大会等の上位の教育内大会等への出場については、生徒、保護者と十分に相談のうえ、参加の是非を検討すること
- 3 学校行事（運動会、体育祭、修学旅行や宿泊研修等）は可能な限り延期すること。これによりがたい場合は、感染防止対策を徹底の上、縮小などを検討すること。

※教育内大会…山梨県小中学校体育連盟、山梨県高等学校体育連盟、山梨県特別支援学校体育連盟及び山梨県高等学校野球連盟が主催する大会

山梨県教育庁総務課 大瀬
TEL 055-223-1750